

広島県水道広域連合企業団の設立について

1 要旨

広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）について、総務大臣から設立が許可され、設立した。

2 経緯

- 令和4年9月、地方自治法第291条の11に基づき、各構成団体は、9月議会に水道企業団規約（案）のとおり規約を制定することについて、構成団体で協議する議案を上程し、すべての議会で議決を得た。
- 地方自治法第284条第3項に基づき、水道企業団規約の制定について、構成団体で協議し、令和4年10月3日に合意した。
- 令和4年10月4日付けで、総務大臣に対し、水道企業団の設立許可申請を行った。

3 概要

(1) 名称

広島県水道広域連合企業団

(2) 構成団体

14市町及び県

〔竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、広島県〕

(3) 許可・設立年月日

令和4年11月18日

(4) 今後の取組

引き続き、令和5年4月の事業開始に向け、必要な準備を着実に進める。

《主なスケジュール》

- ・令和4年12月1日（木） 企業長選挙及び設立式
- ・令和4年12月 14市町議会及び県議会において、水道企業団議会議員の選出
- ・令和5年1月及び3月 水道企業団議会の開催

【参考】事業開始時（令和5年度）の組織イメージ

